

**高崎市電子地域通貨導入業務
仕様書**

I 一般事項

- 1.委託業務名 高崎市電子地域通貨導入業務
- 2.委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
 - (1)準備期間 契約締結日から令和8年6月30日まで
 - (2)システム実装期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

3.事業の背景

令和4年度から実施している本市の地域通貨事業「高崎通貨」については、アプリのみ、月一度程度の頻度の給付のみの利用となっている。

現行のアプリを利用した事業は令和8年3月末に休止し、スマホを使えない層にも対応する柔軟な利用形態や給付頻度など、より多様な事業への活用が可能な地域通貨システムへ刷新する。

4.事業の目的

- (1)デジタル技術を用いて、現金給付や紙クーポン給付に伴う振込や精算の費用や手間などのコストを削減し、より迅速かつ柔軟な給付を行う。
- (2)利用を市内店舗のみに限定することで、市内経済の発展を図る。

5.地域通貨の利用を予定している事業(令和8年度)

	事業名	対象見込数	1回あたり給付金額	給付総額	使用期限
1	出産祝い金	2,100人	30,000円	63,000千円	給付から6か月
2	中小企業就職奨励金	250人	100,000円	25,000千円	給付から6か月
3	移住促進資金利子補給金	160人	数千円～数十万円	44,000千円	給付翌年3月末

チャージ機能は備えるものの、初年度は非活性とする

II 事業内容

1.電子地域通貨システムの導入

受託者が所有または開発するシステムで、本市が求める仕様に応じた電子地域通貨システム(以下、「本システム」という)を導入し、実施期間において本システムが利用できるようにすること。

端末要件と機能要件は、別紙1「電子地域通貨システム基本機能要件」の通り。

※アプリ・カードへのチャージ機能は機能として備えるものの、初年度は非活性とする。

2.電子地域通貨システムの保守

- (1) 本システムの運用管理を行うこと。運用管理を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設け、本業務を円滑に進める体制を整えること。
- (2) 本システムの稼働時間は原則24時間365日とする。
- (3) 障害が発生した場合は速やかに市担当者に連絡するとともに、直ちに状況の確認を行い、障害原因の特定、復旧作業を実施すること。
- (4) 障害が発生した場合の連絡窓口を明らかにすること。
- (5) バージョンアップ等により本システムを停止する必要が発生した場合は、事前に市担当者と協議すること。
- (6) パッケージとして実施されるシステム機能の強化、追加、修正等については、追加の費用なく提供すること。
- (7) アプリケーションを用いる場合、iOS 端末向けアプリケーションは、「App Store」、Android 端末向けアプリケーションは、「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。また、登録後の維持管理を行うこと。

3.利用者向け及び加盟店向けコールセンターの設置

下記の期間中、本システムに関する利用者及び加盟店からの問い合わせに対応すること。電話対応は平日の午前9時から午後5時、期間は最低3か月間とする。

4. 加盟店向け対応

ア 市が開催する、加盟店向け説明会に同席すること。日時や会場、開催形態、回数は別途協議の上決定する。

イ 店舗からの請求の受付と精算を市に代わって行うこと。精算は月1回以上の頻度で行うこと。

なお初年度の加盟店数は1,000店舗を見込んでいる。

ウ 事業実施に必要なポスター・チラシ等の販促物を用意すること。

5. 職員向け対応

システム実装前に市職員向けにシステムの操作に関する研修を行うこと。日時や会場、開催形態は別途協議のうえ決定する。

6. 提出物・納品物

下記のものを提出・納品すること。なお1～5の提出物については電子データで提出すること。7については印刷元の電子データも納品し、市による編集・印刷・配布も可能とすること。また、協議により必要と判断された提出物等が生じた際には別途提出すること。

No.	種別	数
1	業務実施計画・実施体制図	1部
2	システム管理者(市職員)向け操作マニュアル	1部
3	利用者向け操作マニュアル	1部
4	利用者向け操作マニュアル概要版 A4サイズ1ページに収まるもの	1部
5	加盟店向けマニュアル	1部
6	専用カード ア クレジットカードサイズとし、複数回の利用に耐える 素材を用いること イ 本市独自のデザインが印刷されていること	2,000枚
7	販促物(店舗掲示用ポスターなど)	1,000枚
8	店舗表示用QRコード(決済時にユーザーが読み取るもの)	加盟店数分

7. 委託料の支払い

委託料の支払いについては、別途協議のうえ決定する。

III その他

1. 留意事項

(1)再委託等の制限

- ・受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先等、必要事項を本市に対して文書で報告しなければならない。

(2)権利の帰属

本事業において、受託者が作製・納品した著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全てこれを本市に譲渡するものとする。また、受託者は本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(3)個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、高崎市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(4)機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(5)その他

本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議すること。